

ソ同盟における差額地代論争によせて

宮 鍋 幟

最近のソ同盟では、いわゆる「社会主義のもとでの差額地代」の問題が活潑に論議されている。すなわち、1958年9月にはモスクワ大学経済学部でこの問題にかんする学術討論会が開かれている¹⁾し、とくに『経済の諸問題』誌の最近号は、1960年5月号を皮切りに現在にいたるまでほとんど毎号、社会主義のもとでの差額地代についての論文を掲載している。小論の目的は、ソ同盟におけるこれらの論議について若干の私見をのべることにあるが、ここで取りあつかわれる論点は、社会主義のもとでの差額地代の基本問題にかんするものにかぎられる。というのは、上述したところからもうかがえるように最近のソ同盟における差額地代にかんする論著はけっして少なくなく、論点も次第に発展して、地帯別買付価格や地帯区分の仕方やコルホーズ所得税などの現行諸制度の改善策におよぶ²⁾といったすこぶる多岐なもので、そのすべてにわたることは到底この小論のよくなる所でないからであるが、またГ・ロマンチェンコがのべているように、「論議されている問題の基本的な理論的見地についてさえ、[ソヴェトの]経済学者のあいだには統一された見解は存在していない³⁾」からである。

1 差額地代存在の論証 周知のように、マルクスは『資本論』第3巻において、絶対地代と差額地代の2つが資本主義のもとでの地代の「正常な形態⁴⁾」であることを明らかにしたが、そのさいかれは、資本主義にかわって「社会が意識的かつ計画的な組合として組織されたばあい⁵⁾」を想定し、かかる社会ではもはや地代のこの両形態は存在しえないという展望をあたえた。ところでこ

れにたいして、ここでマルクスが想定した社会は単一の全人民的所有にもとづく高次の共産主義のそれであり、ソ同盟のような所有の2形態(国家的所有とコルホーズ的所有)にもとづく低次の共産主義たる社会主義社会では、かれののべた地代消滅論はそのままの形ではあてはまらず、土地国有化の結果として絶対地代は消滅するが、しかし差額地代はなお存在するというのがソヴェトの経済学者の支配的見解である⁶⁾。絶対地代の消滅については問題ないにしても、では社会主義のもとでの差額地代の存在はどのようにして論証されているか。そのためには当然、社会主義のもとでの差額地代の形成の条件(условия)と原因(причина)が明らかにされなければならない。

これについてА・パシュコフはまずつぎのようにいっている。すなわち、「土地の制限性(とくに優良地のそれ)、土地の豊度と位置の差異の存在、および商品生産と価値法則の存在という事態があることが、社会主義のもとでの差額地代の存在の一般的条件、一般的前提をなすとすれば、そこでの差額地代の存在の直接的原因をなすのは所有の2形態の存在である⁷⁾」と。そしてこの条件と原因の2つの関係は、これらの条件によって優良地の経営に劣等地の経営にくらべての差额的な追加所得(差額地代の物質的基礎 материальная основа)が発生し、この差額所得が所有の2形態の存在を原因として差額地代に転化するということのように説明される。

6) 少数ながら、社会主義のもとでの差額地代の存在を否定するソヴェトの経済学者もある。たとえばストルーミリン(《Вопросы Экономики》No. 7, 1960 г.)とИ・マルコフ(《Вопросы Экономики》No. 12, 1960 г.)。しかし、この小論ではこれらの否定論にはふれない。ただ一言つけ加えれば、この両者はともにソ同盟の条件のもとでいわゆる「虚偽の社会的価値」の存在を否定し、農産物の価値決定が中等地の生産条件によってなされるとなすものであり、わたくしは、かかる見解には同意しえない。

7) 《Земрента》стр. 32. なお、討論会の席上では、М・ソコロフその他によって、現在のソ同盟では、もはや劣等地はなくあるのは劣等な経営者だけだという主張もなされ、З・アトラスその他によって事実を反するとして批判された(См. там же, стр. 81.)。

1) 討論会の資料として《Земельная рента в социалистическом сельском хозяйстве》, под ред. И. Цаголова, Москва, 1959. (以下《Земрента》と略記する。)

2) Г・フドコルモフの論文(《Вопросы Экономики》No. 10, 1960 г.)やВ・ボエフの論文(《Вопросы Экономики》No. 3, 1961 г.)。なお、И・ベリャエフの論文はコルホーズ所得の構成要素を分析し、それを現実の差額地代の計算に適用している点でユニークなものである(《Вопросы Экономики》No. 2, 1961 г.)。

3) 《Экономика Сельского Хозяйства》No. 5, 1960 г., стр. 120.

4) К. Марх, *Das Kapital*, Bd. III, 1953, S. 814.

5) *ibid.*, S. 211.

最近のソ同盟における差額地代論争の主要論点のひとつは、この社会主義のもとでの差額地代形成の直接的原因としてなにをあげるか、にある。上述のようにパシュコフはそれとして所得の2形態の存在をあげ、T・パシュコフやB・アンドレーエフも同様であるが⁸⁾、これにたいして、И・コゾドエフはコルホーズによる経営対象としての土地独占をあげている⁹⁾。さらに他の論者A・パチューリン、A・オブチニコフ、A・リフキントなどは、社会主義のもとでの差額地代形成の原因として商品生産の存在ないし価値法則の作用をもちだしている¹⁰⁾。

この点についての論争は、表面的には、コドゾエフ(およびこれを支持するA・ボルゴフ¹¹⁾)による第1と第3の論者への批判、アンドレーエフによる第2と第3の論者への批判という形で行われているが、私見によれば、まず第1と第2の論者の見解の対立は、さほど重要なくいちがいによるものとは思われない。なぜなら、コゾドエフのいうコルホーズにおける経営対象としての土地独占の意味は、コルホーズにあっては、国有化された土地がこれに永久無償利用の形であたえられ、かくて経営対象としての土地はコルホーズのものとなり、ここに国家とコルホーズの間に、さきにもべた差額所得について地代関係が発生する(所有対象としての土地とともに経営対象としての土地も全社会=国家の手にあるならば、したがってかかるものとしての国営企業——ソフホーズや採取工業——にあっては、このような地代関係は生じえない)、ということだからである。つまり、これによって知られるように、コルホーズにおける経営対象としての土地独占と所有の2形態の存在という2つの規定は、前者は後者を前提し後者は前者をふくむという形で、いわば有機的なつながりを保っており、そのどちらか一方をとり他方を拒否するという関係にはもともとないのである。だから、コゾドエフのように、第1の論者への批判として、経営対象としての土地独占と所有の2形態の存在とを対立概念として絶対的に対置し社会主義のもとでの地代形成の原因として後者を拒否する見解はあやまっているといわなければならない。さらにこの有機的な連関を保つ2つの概念のうち差額地代形成の原因として

は、根拠づけるものと根拠づけられるものとの区別に着目して、むしろアンドレーエフのいうように「所有形態の方が決定的である¹²⁾」といえよう。第1の論者と第2の論者の対立が以上のようなものであったとすれば、第1の論者と第3の論者、および第2の論者と第3の論者の対立は理論的にみて、それにくらべてずっと重要である。というのは、第1、第2の論者が社会主義のもとでの差額地代の形成をコルホーズ・セクターにのみ認めるのにたいして、第3の論者はコルホーズ・セクターのみならずソフホーズや採取工業などの国営セクターにまでも認めているからであり、それは当然、差額地代の形成原因にたいする大きな意見のくいちがいに根ざしているからである。土地利用にむすびつく国営セクターでの差額地代形成の問題はつきで取りあげることにし、いま当面の問題たる差額地代形成の原因として、商品生産の存在ないし価値法則の作用をあげる第3の論者の見解についていえば、それは、第1の論者と第2の論者とのくいちがい以上に、むしろ決定的な誤りをおかしているように思われる。

なるほど、商品生産と価値法則の分析は、差额的な追加所得の形成のメカニズムを明らかにしはする。しかしそれは、主要問題たる、なぜ生産物が商品に転化するとともにその価値の一部が独立し差額地代という自立的な経済的カテゴリーの形態をとるにいたるか、という問題には答えない。われわれは、第3の論者にたいするコゾドエフやアンドレーエフの批判をまつまでもなく、すでにマルクスによって、商品生産ないし価値法則の作用を差額地代形成の原因としそこから差額地代(一般的には地代)を導きだすことの誤りについては十分な批判がくだされているものと考え¹³⁾。

2 ソフホーズ差額地代 うえでわたくしは、第1の論者も第2の論者もコルホーズ・セクターのみに差額地代の形成を認める、とのべた。しかし、この表現は正しくない。というのは、このうちのパシュコフはソフホーズにおける差額地代の存在を容認しているからである¹⁴⁾。パシュコフによると、ソヴェトの経済学者の大部分が、ソフホーズは国有地で経営をいとなみそしてそれ自身国営企業であるゆえにそこでは差額地代は存在しえないと主張するとすればそれは正しくない、という。なぜなら、そのように主張することは、農産物価格が一方ソフホー

8) Т. Басюк, «Дифференциальная рента в социалистическом сельском хозяйстве», Москва, 1959 г. стр. 22. なお, アンドレーエフについては《Вопросы Экономики》No. 8, 1960 г. стр. 134 を参照。

9) И. Козодоев, «Земельная рента в социалистических странах», Москва, 1958 г. стр. 21.

10) 《Земрента》стр. 99-100, 132-6, 137-9.

11) 《Вопросы Экономики》No. 5, 1960 г. стр. 95.

12) 《Вопросы Экономики》No. 8, 1960 г. стр. 134.

13) K. Marx, *Das Kapital*, Bd. III, 1953, SS. 687-9.

14) 《Земрента》стр. 36-8.

ズにおいては中等地での生産条件によって決定され、他方コルホーズにおいては最劣等地での生産条件によって決定されると主張するにほかならず、したがってそれは、単一の社会主義農業生産を、その間につながりが欠け価値形成の条件にちがいのある2つの部分に分裂させることを意味するからである。ところがかれによれば事実はそうではなく、ソ同盟国民経済は統一的な全一体であり、そこでの「農産物の価値形成は、……社会主義農業全体〔ソフホーズとコルホーズをふくむ〕に作用している一個同一の経済法則にしたがっている」のである。このようにバシユコフはソフホーズにおける差額地代の存在を農産物価値形成の条件が全国国民経済にとって単一であるという理由から説明する。そしてこのソフホーズにおける差額地代は国家をもって代表される全社会にたいするソフホーズの特殊な生産関係を表現するものだとし、「ソフホーズとならんで土地経営の主体としてのコルホーズも存在するという条件のもとでは、地代関係は国家とソフホーズの間にもおよぶのである」とむすんでいる。

ところで、ソフホーズにおける差額地代の存在についてのバシユコフの論証を第1の型とすれば、その存在の論証についてこれとはべつの第2の型も存在する。П・ザオストロフツェフにみられる見解がそれである¹⁵⁾。かれは自己の主張を、バシユコフとはちがって、所有(собственность)と占有(владение)の概念を区別することによって根拠づけようとする。すなわちかれは、「土地に対する経営独占は、まさにこの土地に対する所有と区別された土地の占有から発生する」とのべている。こうしてザオストロフツェフによれば、所有と占有の両概念を区別することによって、「所有が生産手段と生産物の取得(присвоение)であるとすれば、占有——これは生産手段に対する管理と生産物の取得(部分的あるいは全体的な)である」ことが明らかとなり、しかも、所有と占有のこの区別は単一の全人民的所有が存在するばあいできえあてはめることができ、「ソフホーズは土地の占有者でもあり生産手段の部分的占有者でもあるがゆえに、ソフホーズには差額地代がつくり出される」となるわけである。

これらの見解については多分つぎのようにいうことができるであろう。まずバシユコフについていえば、農産物の国家への引渡しはコルホーズ生産物については地帯別買付価格で、ソフホーズ生産物についてはいわゆる「引渡価格」によって行われ、後者の価格は、「特定の生

産物の生産にあたっての実際の地帯別平均支出」(バシユーク)によってきめられ、前者の価格より低いとされているから、このばあいには農産物の価値形成の条件はコルホーズとソフホーズにおいて明らかに同一ではなく、したがってバシユコフの「価値形成条件が同一」という意味は、とくに国家が農産物を消費者にたいして実現するばあいのその国家実現価格についてのべていることは明瞭である。たしかに、農産物を国家が消費者に対して売るときは、それがコルホーズ生産物であれソフホーズ生産物であれ、同一種類のものについては単一の国家価格によって売られる。したがってバシユコフののべることは一見正当なように思われるが、しかし、このような単一の国家実現価格が存在するとしても、それだけではない、ソフホーズにおける差額地代の形成を主張することはできない。なぜなら結果としてえられた差額所得は、ソフホーズ生産物については、もともと国家の所有に属し、コルホーズ生産物についてのばあいのように、地代関係は発生しえないからである。バシユコフは、社会主義のもとでの差額地代形成の原因を所有の2形態の存在に求めた。かれがことばとしてこのようにいうかぎりにおいてそれは正しかった。しかし、同じく差額地代形成の原因を所有の2形態に求めたバシユークとは異って、かれはソフホーズ差額地代を容認する帰結にみちびかれる。その理由は、結局、かれが所有の2形態の存在から由来するコルホーズにおける経営対象としての土地独占の意義に思いいたらず、所有の2形態の存在をそのたんなる併存として理解し、そしてそこから農業部門における価値形成条件の単一性をそのままただちに導き出したことであつたと思われる。かくてかれにあつては、所有の2形態の存在はコルホーズ生産物の価格形成条件に統一化された形での農業部門における価値形成条件の単一性を基礎づけるものとしてあるにとどまり、1でのべた第3の論者とおなじように結局は、差額地代形成の原因を商品生産=価値法則にもとめる見解におちいつているのである(バシユコフにあつては所有の2形態という規定が考えられていることによって第3の論者とは異って採取工業——工業部門では単一の全人民的所有——に差額地代を認めぬ点がちがってはいるが)。

ザオストロフツェフについては、かれがいうように、所有と占有とはたしかに区別することができる。そしてそれはコルホーズについていうことができたとしても、ソフホーズについても認める(かれは占有をソフホーズばかりでなく国营企業一般に認める)ことは、コルホーズとソフホーズがともに経営対象としての土地の独占者

15) 《Земрента》 стр. 197-8.

たることを意味し、これではコルホーズの生産関係とソフホーズの生産関係が同一視される危険におちいる。もちろんかれも、コルホーズの差額地代にたいして、ソフホーズの差額地代がそれとちがった特殊な生産関係を表現しているとはいふ。しかし、その特殊性がなにに存するかをかれは明らかにしていない。したがってザオストロフツェフと同様な主張をなしたM・ソコロフのように、ある意味では前言をひるがえして、「真の地代関係はここ〔ソフホーズ〕にはない。地代はここでは形式的な性格を帯びる¹⁶⁾」といわざるをえなくなるのである。

3 差額地代の分配原則 さて、ソ同盟における最近の差額地代論議の第3の論点は、差額地代の分配についてである。これについてソ同盟では、差額地代第1形態は国家のものとなるべきであり、差額地代第2形態はコルホーズ(およびコルホーズ員)と国家との間に分配されるべきだというのが通説である¹⁷⁾。そしてこのさい問題とされているのは、差額地代第1形態が国家のものとなるべきだといふばあいのその理論的根拠についてである。たとえば、バシュークは「国家に売渡される生産物にもなっている差額地代第1形態はその全部が国家の所得に入る¹⁸⁾」とのべているが、そのさい、このような差額地代第1形態の全部国家集中の根拠となっているのは、かれにあっては社会主義のもとでの差額地代が「土地所有の実現の経済的形態」とみなされているからである。つまり国家は、土地の所有者であるという理由で差額地代を自らの手中に収める、ということになる。差額地代の分配のこのような根拠づけは、ソヴェトの経済学者のほとんどすべてに通ずる見解であるといつてよかろうと思われるが、これに対立する意見も存在する。そのひとりとしてたとえばコゾドエフがあげられる。かれの主張は前記の学術討論会の席上でものべられているが、かれによると¹⁹⁾バシュークのような見解は誤りだといふ。なぜなら、もちろんソヴェト国家は差額地代の1部を受取るが、しかし、それは土地所有者としてではなく、この差額地代部分が、本質的に社会のための剰余生産物だからである。すなわち、この差额的な追加生産物(あるいは

追加所得)の形成は土地の高い豊度および便利な位置といった「無償の自然力」にむすびついているのであるからそれは事実上社会のための追加生産物(所得)であって、したがってそれは原則として国家に代表される社会の手に渡されてしかるべきだ、というのである(もちろん理論上ではなく、他の事情を考慮して政策上それがコルホーズの手に残されることはありうる)。そしてこの主張を立証するものとしてコゾドエフは、人民民主主義諸国を引合いにだし、そこでは国家は土地の所有者ではないが、しかしやはり差額地代の1部を手に入れるという事実をあげている。コゾドエフのこの見解は討論会では非常な反対に出あったが、私見によれば、コゾドエフの見解が正しいもののように思われる。なぜなら、たとえば、このばあいの通説の頑強なる支持者アンドレーエフがコゾドエフ批判を行うばあいに、その立論の弱さをいみじくも暴露しているように考えられるからである。アンドレーエフは、社会主義のもとでも「土地が個人農あるいは協同組合農民に所有されているばあい」、国家は「土地の所有者としてでなく権力機関として」地代をとりあげるとしているが、ここでは、権力機関としてなぜ地代を国家が取得しうるかは明らかではないし、1歩をゆずってそれが正しいとしても、土地が国有化されるとなぜ国家はこんどは土地所有者として地代(差額地代)を取得しうるようになるかは明らかにされていないのである。

以上3つの論点にかぎってのべてみたが、問題が複雑であるだけに、みられるとおりのソヴェトの経済学者のあいだには、まだ統一された見解は示されていない²⁰⁾。統一された見解がないばかりか、最近の論議の外見的な活潑さにくらべて、それがソフホーズ(さらには採取工業)における差額地代の容認論者の出現に示されるようなむしろ内容的な後退を伴っているのは、残念なことである。しかし、論議はなお続行中であり、やがてわれわれの期待がかなえられることをねがって小論を終ることにする。

рента при капитализме), Москва, 1956 г. стр. 43-44 による。なお、この点、注2)にあげたペリャエフの見解もコゾドエフと同様である。

20) 以上の3つの論点のほかに、ここでとりあげべきもうひとつの論点として、農産物価格にかんするものがある。すなわち、社会主義のもとでの農産物の社会的価値は中位の生産条件によってきまるか劣等のそれできまるか、あるいは、このばあいの「劣等の生産条件」とは全国的規模でのものか地帯別規模でのものかといった論議がそれであるが、ここでは取りあげることができなかった。

16) 《Земрента》 стр. 238.

17) 差額地代第1形態の一部分をもコルホーズに残すべきだといふ見解があることは、わたくしもかつて紹介した(『経済研究』10巻2号の拙稿参照)。しかし、現在では差額地代第1形態は全部国家に渡すべきだといふ意見が圧倒的に強いように思われる。

18) Т. Басюк, указ. соч., стр. 41.

19) 以下のコゾドエフの見解は、《Земрента》 стр. 202-7 によるのではなく、И. Козодоев, 《Земельная